

那覇市議会タブレット端末貸借及び通信サービス利用契約書

那覇市（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇（以下、「乙」という。）は、乙が提供するタブレット端末及び附属品（以下、「端末等」という。）と通信サービスの利用について、次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

[契 約 要 綱]

- 1 品名及び数量 別紙1「仕様書」のとおり
- 2 納入期限 2025年8月1日
- 3 サービス利用期間 2025年8月1日から2029年7月31日まで
- 4 契約金額 金 円
(うち消費税及び地方消費税額 金 円)
※消費税及び地方消費税額は、別紙2「支払明細」内訳の合計金額。

【内訳】

2025 年度

初期費用（附属品及び契約に係る経費等） 金 円
（うち消費税及び地方消費税額 金 円）

2025 年度 (2025 年 8 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

端末賃借料（45 台）	金	円
（うち消費税及び地方消費税額	金	円）
通信費（45 回線）	金	円
（うち消費税及び地方消費税額	金	円）

2026年度（2026年4月1日から2027年3月31日まで）

端末賃借料（45 台）	金	円
（うち消費税及び地方消費税額	金	円）
通信費（45 回線）	金	円
（うち消費税及び地方消費税額	金	円）

2027 年度（2027 年 4 月 1 日から 2028 年 3 月 31 日まで）

端末賃借料（45 台）	金	円	
（うち消費税及び地方消費税額	金		円）
通信費（45 回線）	金	円	
（うち消費税及び地方消費税額	金		円）

2028 年度（2028 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日まで）

端末賃借料（45 台）	金	円	
（うち消費税及び地方消費税額	金		円）
通信費（45 回線）	金	円	
（うち消費税及び地方消費税額	金		円）

2029 年度（2029 年 4 月 1 日から 2029 年 7 月 31 日まで）

端末賃借料（45 台）	金	円	
（うち消費税及び地方消費税額	金		円）
通信費（45 回線）	金	円	
（うち消費税及び地方消費税額	金		円）

※契約金額の詳細は別紙 2 「支払明細」のとおりとする。

5 納入場所	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
	那覇市役所 4 階 市議会事務局 庶務課

[契 約 条 項]

(契約の趣旨)

第 1 条 乙が甲に提供する端末等の賃貸借及び通信サービス利用契約については、この契約条項によるものとする。

(法令等の順守)

第 2 条 甲及び乙は本契約に基づき実施するすべての事項において、日本国国内法令並びに那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

(業務内容及び契約形態)

第 3 条 甲は、乙が提供する端末の附属品等及び契約に係る費用を初期費用として、また乙が提供する端末の賃貸借に係る費用を賃借料として、通信サービスの利用に係る費用を通信費として支払う契約形態とする。通信サービスの内容は別紙 1 「仕様書」に定めるものとする。

2 乙は、常に正常な状態で、通信サービスを甲に提供しなければならない。

3 甲、乙は端末の故障、紛失、盗難に対応する端末保証サービスを締結するものとし、その費用は第 1 項の賃借料若しくは通信費に含めるものとする。端末保証サービスの内容は、別紙 1 「仕様書」に定めるものとする。

(料金の支払い方法)

第 4 条 本契約における端末の附属品等及び契約に係る初期費用は、別途請求の上、支払うものとする。端末の賃借料及び通信サービスの利用に係る通信費の支払いは月払いとする。賃借料及び通信費は別紙 2 「支払明細」のとおりとする。

2 甲は、前項の規定により、乙からの適正な請求書を受領した日から 30 日以内に乙に支払うものとする。

3 通信費は暦日ごとに計算するものとする。

4 「契約要綱」及び別紙 2 「支払明細」に記載された消費税及び地方消費税額は、本契約の締結時に適用されている税率に基づき算出されたものであり、税率の改定その他の事由により消費税及び地方消費税額の算定方法に変更が生じた場合は、通信費に変更後の消費税及び地方消費税率を乗じて得た金額を当該消費税及び地方消費税額とする。

(遅延利息)

第 5 条 甲は、自己の責に帰すべき理由により第 1 項の規定による支払を遅延した場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日まで、その請求額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 号第 1 項の規定により財務

大臣が決定した割合で計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。

(契約保証金)

第 6 条 契約保証金は那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 12 号の規定により免除する。

(契約履行場所)

第 7 条 契約履行の場所は、那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 4 階 那覇市議会事務局とする。

(納品)

第 8 条 乙は端末等の納品に際し、あらかじめ指定した附属品の装着、必要なアプリケーションのインストールや、端末の初期設定を行ったうえで納品するものとする。

(検査)

第 9 条 甲は、乙が端末等を納品した時に、端末等が正常に作動にするか検査を行わなければならない。

2 端末等の不具合により検査が不合格となったときは、乙は速やかに不具合の補正を行い、再検査を受けなければならない。

(乙への通知)

第 10 条 甲は、次の各号の事由が生じたときは、遅滞なく乙に通知するものとする。

(1) 端末の盗難、紛失、故障等の事故が発生した時。

(2) 通信環境の悪化により、著しく通信速度が低下した場合（既定の通信量の上限を超過した場合を除く）

(紛失等に係る費用負担)

第 11 条 甲は、端末の盗難、紛失又は故障が生じたときの対応は、別紙 1「仕様書」に基づき甲乙協議のうえ、決定するものとする。甲は費用を負担する必要があるときは、乙の請求に基づき支払うものとする。

2 この場合の費用は、修繕費として、通信費と別に請求するものとする。

(再委託の禁止)

第 12 条 乙はこの契約の履行について、業務の全部または一部を第三者に委任し、請け負わせてはならない。ただし、甲から書面による事前の承諾を得たときはこの限りでない。

(秘密の保持)

第 13 条 甲及び乙は本件業務遂行のために相手から提供を受けた情報のうち、相手方が特

に秘密である旨を指定した情報（以下「秘密情報」という。）を第三者（第 12 条の規定に基づき本件業務の一部を委託した第三者及び甲の指定する者を除く。）に開示又は漏えいしてはならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りでない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示することができるものとする。

- (1) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
- (5) 相手方から秘密情報である旨の表示がなされず提供された情報

2 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3 本条の規定は本契約終了後も存続する。

（個人情報の取り扱い）

第 14 条 本件業務の遂行における個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律、那覇市個人情報保護条例を順守しなければならない。

（契約の変更）

第 15 条 甲又は乙は、本契約の変更を行う必要が生じた場合には、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

（契約の解除等）

第 16 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、なんらの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 第 2 条に記載された法令順守ができなかった場合
- (2) 重大な過失又は背信行為があった場合
- (3) 支払の停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立があった場合
- (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
- (6) その他前各号に準ずるような本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合

2 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 甲又は乙は、第 1 項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に権利の利益を損失し、直ちに弁済しなければならない。
- 4 甲は、乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は乙との間にこの契約に係る物品等の賃貸借契約その他の契約を締結する者が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償等）

- 第 17 条 甲又は乙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合は、甲乙は損害の回復について誠意をもって協議するものとする。
- 2 甲又は乙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲又は乙は、本契約の解除の有無に関わらず、相手方に対して損害賠償を請求できるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰することができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。
 - 3 損害賠償額について甲乙協議のうえ、本契約の契約金額を限度として賠償責任を負うものとする。

（瑕疵担保責任）

- 第 18 条 甲は、サービス利用期間中に提供する業務内容に隠れた瑕疵を確認した場合は、乙に報告するものとし、乙は速やかに適切な処理を行うと同時に、甲に処理内容を報告する。
- 2 前項の処置に関する経費は、乙の負担とする。
 - 3 その他、第 10 条第 1 項第 2 号に規定する事由が生じた場合についても、前 2 項と同様とする。

（権利譲渡の禁止）

- 第 19 条 甲及び乙は、この契約により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならない。ただし、甲から書面による事前の承諾を受けたときはこの限りでない。

（合意管轄）

- 第 20 条 本契約に関する甲乙間の紛争については、那覇地方裁判所を第 1 審の合意管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第 21 条 この契約に定めない事項及びこの契約の条項に疑義を生じた場合は、那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）によるもののほか、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各自がその 1 通を所持する。

2025 年 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
那覇市
那覇市長 知 念 覚

乙